

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	東日本大震災以降、区民の防災に対する関心は高まっており、首都直下地震に備える必要がある。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	文京区地域防災計画において、マンションに対する防災意識の啓発、訓練支援の実施が明記されている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区民による自助・共助を進めるために、区による補助が必要な事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	発災時に、防災訓練や備蓄等の対策が進んでいない場合、被害が拡大するおそれがある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区報やHP、パンフレット等で広く周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	申請者から提出される事業計画書・見積書をもとに交付先を決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	パンフレット等による啓発だけでなく、補助金を交付することで、防災訓練や備蓄が進むと考える。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	補助金の交付により、中高層共同住宅における防災訓練の実施や災害時用の備蓄が進んでいる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	最大3万円の助成により、訓練や災害時用の備蓄の充実が図られていると考える。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	マンション内で自立した生活できる準備が進むことで、避難所に参集する避難者数を軽減できる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	要綱を根拠とした公益上必要な事業であり、法令等に抵触しない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	マンション自らが行う防災訓練・備蓄品購入に対して、補助を行っており、補助目的と合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	購入物資の見積書・領収書の提出が義務付けられており、会計処理・補助金の使途は適正である。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	-	16	26	30
決算(予算)額	-	490	723	900
国庫支出金		0	0	0
都支出金		0	0	0
その他		0	0	0
一般財源		490	723	900
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	25年度に比べ、申請件数は増加している。防災対策実施費及び備蓄品購入費双方について、各マンションの管理組合から申請がなされており、中高層共同住宅における防災対策の強化につながっている。			

5 課題及び今後の方向性

区報・HP等における周知に加え、中高層マンション建設の完了検査や建築指導課が実施している耐震改修・建替え説明会等での案内配付等を行い、申請件数の増加に努める。また、申請書類の記載方法等についての問合せも多いため、申請書類の記入例を作成する等申請手続きの利便性向上を図る。